

薬学部学生の病院実習における基本方針

鳥取大学医学部附属病院薬剤部

1. 実習の実施方法

- (1) 患者本位の視点に立ち、薬剤師として病院や薬局などの臨床現場で活躍するために、業務と責任を理解し、薬物療法の実践やチーム医療への参画などに必要な知識、技術、態度を修得することを目的とする。
- (2) 「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に基づき、実習終了時のアウトカム・学習成果を前提とした学習成果基盤型教育（outcome-based education）に力を置いた一般目標とそれを達成するための到達目標を設定し、知識偏重の実習ではなく、体験型・参加型の実習を増やすことで本質的な成長を促すことを目的とした実習プログラム（目標、方略、評価方法など）を策定する。
- (3) 「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に基づいた到達目標への達成度は、鳥取大学医学部附属病院（以下、「当院」という）の指導薬剤師および指導責任者が学生の自己評価（日誌、目標到達度など）を適宜確認し、形成的に評価をして学生に助言を与えることで学習の効果を高めることを目指す。
- (4) 実習終了時に指導薬剤師および指導責任者は、到達目標の達成度等から実習の総括的評価を行う。
- (5) 実習プログラムは、指導責任者の指導および管理下で定期的に実習の評価（到達目標の達成度や満足度など）を行い、その結果を踏まえて実習内容や方法について見直し、教育効果の向上に努める。

2. 実習中の注意

- (1) マナー 医療現場では職員の一人（医療スタッフ）として見られることを自覚して、患者や他の医療従事者等に不信感や不愉快な印象を与えないよう、服装や言動、態度等のマナーに留意すること。なお、実習開始時には、当院の指導薬剤師が実習生に対して接遇研修を行う。
 - 1) 実習時には、清潔な白衣および上履きを着用する。ジーンズや半ズボン、丈の短いスカートは厳禁とする。男子学生は襟付きのシャツにネクタイを締める（ケーシータイプの白衣はネクタイ不要）。上履きは、足の甲の部分が覆われた物（靴タイプのものが望ましい）を履き、サンダルやハイヒールは禁止とする。
 - 2) 過度な香水やアクセサリなどは禁止とする。

- 3) 実習中は、常に薬学実習生であることが分かる名札を着用する。
 - 4) 実習中は、スマートフォンや携帯電話を携帯しない。
 - 5) 病棟業務で患者を対象とした実習では、薬剤部で作成した説明書を用いて説明を行い、事前に患者の了解を得て行う。
- (2) 医療関連感染対策 実習期間中は医療関連感染を防止するために、手指衛生など必要に応じて適切な感染対策を実施する。
- 1) 実習開始時に、当院の指導薬剤師が医療関連感染対策に関する研修（感染対策の意義、標準予防策および感染経路別予防策に関する講義、手指衛生や個人防護具の着脱の実技）を行う。
 - 2) 実習期間中に薬学生が感染症（発熱や咳など有症状時を含む）を発症あるいはウイルスや血液等への曝露（職業感染）が発生した場合、速やかに当院の指導責任者に報告して対応を仰ぐこと。同時に、養成機関の担当教員にも報告すること。原則、当院の「院内感染対策のためのマニュアル」に基づき出席停止期間や暴露後の対策に必要な検査や予防投与等の対応を行うが、当院と養成機関双方の協議の上決定するものとする。
 - 3) 喫煙について 「健康増進法」が施行され、受動喫煙の防止が規定されている。本院では、医療機関として最適な療養環境を提供する立場から、敷地内全面禁煙である。
 - 4) 緊急事態、トラブル発生時の対応 実習期間中に薬学生が直接的あるいは間接的にトラブルやインシデント等に関与した場合、速やかに薬剤部長補佐、薬務室長、指導薬剤師に報告して対応を仰ぐこと（薬剤部長および養成校の担当教員にも報告のうえ対応する）。
 - 5) その他 実習時間は、当院の職員の勤務時間（8:30-17:00）に準じ、やむを得ない理由（慶弔休暇、気象や交通スト、災害等で通学が困難など）で、遅刻や欠席をする場合は必ず事前に薬剤部長補佐、薬務室長、指導薬剤師に願い出て、許可を受けること。同時に、養成校の担当教員にも連絡すること。（連絡先：①薬務室 0859-38-6937 ②調剤室 0859-38-6934）

3. 実習生への規則遵守の徹底

- (1) 養成機関は、実習生が実習を行うにあたり、事前に当院が定めた諸規則・心得等を遵守し、かつ実習指導者の指示に従うように実習生を指導する。
- (2) 前項に基づき、養成機関は実習生に対し、諸規則・心得等の遵守について十分に説明し、

実習生の了解のもとに、当院規定の「受託実習生受入規程の順守に関する誓約書（当院規定の書式）」を提出する。

4. 実習生の健康状態

養成機関は、当院に対し、実習開始前に実習生の健康状態を記載した書類を提出する。
（様式任意）

- (1) 当院では病棟での参加型実習を推進しており、様々な感染症にさらされる可能性が稀ながらある。また、免疫力が低下した患者に感染させて生命を危険にさらす可能性もある。将来医療従事者として活躍することを考慮して、養成機関および実習生は以下の医療関連感染対策に十分に留意し、健康診断（抗体検査等結果）および抗体陰性者がワクチン接種を行った場合は「ワクチン接種実施」の証明書を提出する。
 - 1) 麻疹、風疹、水痘、ムンプス（流行性耳下腺炎）については、実習開始前に抗体検査を実施し、陰性の場合にはワクチンを接種することを基本とする（検査方法と判断基準は当院規定に従う；当院指定の様式あり）。
 - 2) 流行時期（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）の実習では実習開始前にワクチン接種をすることを推奨する。
 - 3) 日々の健康管理について、毎日体温測定や健康チェックを行い発熱や体調不良等が生じた場合は当院薬剤部に連絡し、指示を仰ぐこと。同時に、養成校の担当教員にも連絡すること。
- (2) 実習生の健康状態に問題が生じた場合には、当院と養成機関双方が協議の上、実習の実習の中断または中止などを決定する。

5. 個人情報、秘密およびプライバシー（以下、「個人情報」）の保護

- (1) 実習の実施にあたって、当院および養成機関の双方が、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 第 57 号（以下、「個人情報保護法」）、および厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（以下、「厚生労働省 GL」）に従い、実習期間中および実習後に当院の保有する患者をはじめとする個人情報等が故意または過失によって漏えいしたり、病院に無断で使用したりすることが生じないように実習生を指導し、情報を適切に管理する。
- (2) 前項に基づき、養成機関は実習生に対し、個人情報等の保護に関する取り扱いについて十分に説明し、実習生の了解のもとに、当院規定の「個人情報保護に関する誓約書（当院規定の書式）」を提出する。

- (3) 実習生の個人情報等（抗体価検査やワクチン接種状況、緊急連絡先を含む）の漏えいなどが生じないように、指導責任者の管理下で情報を適切に取り扱う。

6. 個人情報等の保護状況の報告および調査

- (1) 当院は、養成機関に対し、実習中および実習終了後の個人情報等の保護状況について、書面による報告を求めることができるものとし、養成機関は遅滞なくこれに応じるものとする。
- (2) 当院は、養成機関に対し、実習中および実習終了後の個人情報等の保護状況について、確認のために調査することができるものとして、養成機関は、正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

7. 法人機密情報の保護

養成機関は、実習の実施にあたって、当院の法人機密情報の漏えいなどが生じないように、法人機密情報の保護について実習生に適切な指導を行うとともに、実習終了後も法人機密情報の保護を徹底するよう指導監督する。なお、当院の法人機密情報とは、以下の情報をいう。

- 1) 当院の経営および事業運営に関する情報で公知でないもの
- 2) 公知であっても、第三者に提供されることによって当院の権利利益が損なわれるおそれのある情報

8. 実習の中止等

当院または養成機関は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断した場合、あるいは実習の継続が不可能となった場合は、双方協議の上、実習の中止等の判断を行う。

- 1) 当院の定める諸規則・心得等に違反した場合
- 2) 当院の施設内の秩序あるいは規律を乱した場合
- 3) 個人情報等の保護に関して問題があった場合
- 4) 当院の法人機密情報の保護に関して問題があった場合
- 5) 実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ない場合
- 6) 実習期間中に生じた疾病・傷害等により長期欠席した場合
- 7) 当院による実習指導の継続が不可能となった場合
- 8) 当院と実習生との間に解決しがたい問題が発生した場合

9. 実習生の疾病および傷害

実習生の実習期間中における疾病および傷害、または実習を原因として実習後に生じた疾病および傷害については、当院の故意または過失による場合を除き、養成機関の責任において対処するものとする。

10. 損害賠償

実習生の故意または過失により、当院に事故、器物破損、機密情報の漏えい、その他の損害を与えた場合は、養成機関は当院に対し、実習生と連帯してその賠償責任を負うものとする。

11. 第三者損害賠償

- (1) 実習生の故意または過失により、第三者（当院の従業者を含む）に人的または物的損害を与え、当該第三者と当院との間で損害賠償責任を問われる紛争または訴訟が発生した場合は、養成機関は、その当事者として誠意をもってその対応にあたるとともに、当院と養成機関は、実習生と連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。
- (2) 前項の賠償負担の割合および求償については、当院と養成機関の協議の上決定するものとする。

12. その他の事項

本指針に定めていない事項および事項に疑義が生じた場合または変更については、それぞれ実習生と養成機関の協議の上解決する。

13. 実習生の受入れ

当院が、養成機関から受託実習生を受入れる場合の手続等は、「鳥取大学医学部附属病院受託実習生受入規程」の定めるところによる。

2024 年 4 月 18 日改訂

2021 年 8 月 2 日改訂

2020 年 3 月 5 日改訂

2018 年 4 月 5 日改訂

2015 年 12 月 17 日改訂

2014 年 10 月 14 日作成

鳥取大学医学部附属病院薬剤部